

令和5年2月高原町農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和5年2月27日（月）午前9時30分から午前10時55分まで
2. 開催場所 高原町役場2階第4会議室
3. 出席委員 15名

農業委員7名

会長 1番 山元啓嗣 会長代理 2番 蒲生隆美
3番 入木真一 4番 岡元良農夫
5番 加藤正博 6番 郡山信敏
7番 邊木園浩子

農地利用最適化推進委員8名

11番 石山浩文 12番 大迫恒作 13番 坂元朋子
14番 酒匂清治 15番 佐藤哲夫 16番 西村正人
17番 真方実喜男 18番 鳥集公則

4. 日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

議事録署名委員 5番 加藤正博 6番 郡山信敏
会議書記 係長 岸元誠樹

- 第2 議案第48号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。
議案第49号 農地法第3条の規定による賃貸借権及び使用貸借権設定の許可について意見を求める。
議案第50号 農地法第4条の規定による許可・進達について意見を求める。
議案第51号 農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。
議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。
議案第53号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。
議案第54号 農地法3条の下限面積（別段の面積）の廃止について
報 告 農業委員及び農地最適化推進委員の任期満了に伴う募集について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 平川昌知 係長 岸元誠樹

6. 会議の概要

（岸元係長）皆さん、おはようございます。時間になりましたので、これから総会を始めさせて頂きます。一同ご起立下さい。「一同、礼」。お座り下さい。

（事務局長）おはようございます。今月の定例総会案件は、お手元に配布の議案書のとおりとな

っておりますが、議案書を配布した後に、5ページ3条申請の第3項については申請人の諸事情によりまして取下げとなっております。それともう1件、15ページをお開き頂きたいと思っております。第6項になります。〇〇〇〇さん、この件に関しても諸事情がございまして取下げとなっておりますので、議案第48号から議案第54号までの議案31件と報告事項1件でございます。ご審議方よろしくお願い致します。尚、本日の総会終了後、活動記録簿の整理を予定致しております。3月の定例総会は28日(火)でございます。議案審議、及び転用議案に係る現地調査は、20日(月)にお願いする予定でございます。3月の4条・5条に係る調査委員会は、第4調査委員会です。よろしくお願い致します。会長がご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

(会長代理) おはようございます。ただいまの出席委員は、農業委員7名中7名、推進委員8名中8名であります。高原町農業委員会規則第5条の規定の定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを報告します。これより、2月の定例総会を開催致します。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長) それではこれより議事に入ります。まず日程第1、本日の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。高原町農業委員会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名を致します。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(議長) それでは議事録署名委員に、5番加藤委員と6番郡山委員を指名致します。本日の書記は事務局の岸元係長にお願いを致します。

(議長) 次に日程第2、議案審議に入ります。議案第48号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」を議題とし、第1項、第2項を事務局長に説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 議案書の4ページをお開き頂きたいと思っております。今回の農地法第3条による所有権移転申請件数は2件でございます。まず第1項でございます。譲受人 〇〇〇〇氏 譲渡人 〇〇〇〇氏による兄弟間の贈与でございます。畑1筆、1,723㎡でございます。調査委員は岡元委員でございます。続きまして第2項でございます。譲受人 〇〇〇〇氏 譲渡人 〇〇〇〇氏による贈与で、畑1筆、1,082㎡でございます。調査委員は入木委員でございます。以上の案件は、受付審査の結果、譲受人の効率利用要件、常時従事要件など、許可要件のすべてを満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) 本件につきましては、地元委員に現地調査を付託しておりますので、その報告を求めます。第1項については、岡元委員に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告をお願い致します。

(岡元委員) はい。4番岡元が報告致します。議案第48号第1項の現地調査を2月23日木曜日午前9時から行い、譲受人の自宅を訪問し、譲渡人は電話で確認を行いました。申請地は議案書の7ページの航空写真をご覧ください。場所は〇〇〇〇の農地1筆です。譲受人は農業用機械としてトラクター、管理機、軽トラック等を所有されてお

ました。農作業は家族1名で経営され従事日数も満たされています。地域経営体への集積等の取組にも連携を取っており、地域の話し合い活動に参加して協力するなど特に問題ないと判断致しました。以上で報告を終わります。

(議長) ありがとうございます。続きまして第2項については、入木委員に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告をお願いします。

(入木委員) はい。3番入木が報告致します。第48号第2項の現地調査を2月22日17時から18時の間に行いました。19時に譲渡人、譲受人に電話して両方に確認を行いました。申請地は議案書の8ページをご覧ください。場所は〇〇〇〇の分かれ道を少し行った所の左側の〇〇〇〇の農地1筆です。譲受人は農業用機械としてトラクター1台、トラック、タイヤショベル3台を所有されていました。農作業は家族2名で経営され、従業員も4名、従事日数も満たされておりました。畑の現状はロータリーでちゃんと耕運している状態でした。譲受人は地域経営体への集積等の取組にも連携を取っており特に問題ないと判断致しました。以上です。

(議長) ありがとうございます。以上で報告が終わりましたのでこれより審議に入ります。ご意見を賜りたいと思います。何かご質問はありませんか。

(議長) よろしいですか。

(はいの声)

(議長) それではこれを以て審議を終わります。これより採決を致します。議案第48号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」の第1項と第2項に賛成の方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 続きまして、議案第49号「農地法第3条の規定による賃貸借権及び使用貸借権設定の許可について意見を求める。」を議題とし、事務局長に議案の説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 議案書の11ページをお開き頂きたいと思います。今回の農地法第3条による賃貸借権設定申請件数は1件でございます。借受人 〇〇〇〇氏 貸渡人 〇〇〇〇氏による賃貸借で、田1筆、849㎡、賃貸借期間は令和5年3月1日から令和10年2月28日までの5年間となっております。賃借料は年総額1,600円の新規設定でございます。この1,600円につきましては水利費代という事でお伺いしております。調査委員は岡元委員でございます。この案件につきましては、受付審査の結果、借受人の効率利用要件、常時従事要件など、許可要件のすべてを満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) 本件は、岡元委員に調査をお願いしておりますので、その調査内容の報告をお願い致します。

(岡元委員) はい。4番岡元が報告致します。第49号第1項の現地調査を2月23日木曜日10時から行い、確認を貸渡人、借受人の自宅で行っております。申請地は議案書の12ページの航空写真をご覧ください。借受人は農業用機械としてトラクターを1台、軽トラックを1台、コンバインを1台所有しております。世帯員1名で年間18

0日程度農作業に従事しております。地域経営体への集積等の取組にも連携を取っており、地域の話し合い活動に参加して協力するなど、3条許可に問題ないものと判断致します。以上で報告を終わります。

(議長) ありがとうございます。以上で報告が終わりましたのでこれより審議に入ります。何かご意見はございませんか。

(議長) よろしいですか。それではこれを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第49号「農地法第3条の規定による賃貸借権及び使用貸借権の許可について意見を求める。」に賛成の方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第49号については、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 続いて議案第50号「農地法第4条の規定による許可・進達について意見を求める。」を議題とし、事務局長に議案の説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 議案書の14ページをお開き頂きたいと思います。今回の農地法第4条に関連する申請件数は5件となっております。まず第1項でございます。〇〇〇〇氏の申請案件で、田1筆、937㎡、事務所、車庫、倉庫、資材置き場目的による転用申請でございます。都市計画区域外、農用地区域外、第1種農地でございます。申請人は塗装業を営んでおり、10数年前までは米を作付けしておりましたが、思うように作付けができず許可を受けずに本業の事務所、倉庫を建設したものでございます。追認申請であり、事実申立書の提出がございます。続きまして第2項、第3項、第4項を説明させて頂きたいと思います。地図で申しますと20ページをお開き頂きたいと思います。青で囲ってあるところが第2項になります。赤で囲ってあるところが第3項でございます。緑で囲ってある部分が第4項になりますので一緒に見て頂きたいと思います。この案件につきましては、1月の定例総会でご説明致しました違反転用是正の分でございます。まず第2項でございますが、〇〇〇〇氏の申請案件で畑1筆、527㎡、建築材料倉庫を目的とした転用申請でございます。都市計画区域内、第1種住居地域、農用地区域外、第3種農地でございます。亡くなられたお父さんが転用許可を受けずに牛舎及び牛の運動場として利用しておりました。大工である申請人が資材置き場として利用されているところでございます。続きまして第3項でございます。〇〇〇〇の申請案件で畑1筆、680㎡、宅地の拡張、農機具倉庫、露店駐車場等を目的とした転用申請でございます。都市計画区域内、第1種住居地域、農用地区域外、第3種農地でございます。第2項と同じく亡くなられたお父さんが住宅の増築、庭木の植樹を行い、申請人が農機具倉庫や建築資材置き場として利用されているところでございます。続きまして第4項でございます。同じく〇〇〇〇の申請案件で畑1筆784㎡でございます。クヌギを植林する目的とした転用申請でございます。都市計画区域内、第1種住居地域、農用地区域外、第3種農地でございます。この農地は山に囲まれており日照が悪く亡くなられたお父さんが許可を受けずに平成9年ごろにクヌギを植林したものでございます。第2項から第4項ま

では追認申請で事実申立書の提出をいただいております。第5項でございます。〇〇〇〇氏の申請案件で畑1筆、665㎡、車庫、倉庫、プレハブ、テラス設置を目的とした転用申請でございます。都市計画区域外、農用地区域外、第1種農地でございます。平成3年ごろから農地であるにもかかわらず許可を得ずに車庫、倉庫、プレハブ、テラスを建設したもので、事実申立書の提出があります。この件につきましては農業委員会の指導により是正になったものでございます。以上の案件につきましては、農地法第4条第6項各号の不許可要件に該当しないと思われることから許可相当と考えております。以上でございます。

(議長) 本件につきましては、第3調査委員会に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告を郡山委員長にお願いします。

(郡山委員長) はい。6番郡山が報告致します。農地法第4条の申請地について2月20日13時30分より私と酒匂委員、鳥集委員、事務局の石山さんの同行の元、現地調査を行いました。まず第1項から。転用目的は事務所、車庫、倉庫、資材置場でございます。令和2年頃から利用されております追認案件となっております。申請地は16ページをご覧ください。施設の配置図については17、18ページをご覧ください。申請地は農用地区域外で第1種農地となっており、地域住民、周辺農地にも影響無いことから問題無いものと判断致しました。続きまして、第2項、第3項、第4項について一括して説明させて頂きたいと思っております。転用目的は建築材料倉庫、植林他となっております。平成9年頃から利用されている追認案件となっております。申請地は議案書の20ページをご覧ください。局長から話がありました通り色々建物などが建っております。下の植林の方はあまり木が立っていないなと思ったんですけどまた植えてもらえたらいいのではないかと考えております。農用地区域外で第3種農地となっております。周辺農地にも影響がないことから問題の無いものと判断致しました。続きまして第5項です。転用目的は車庫、倉庫、プレハブ、テラスとなっております。平成3年頃から利用されている追認案件となっております。申請地は議案書の24ページをご覧ください。その場所を確認したところ、プレハブとか倉庫とか色々建っております。趣味がてら建てたんだろうと思っております。農用地区域外で第1種農地となっております。周辺農地、住民にも影響無いことから問題無いものと判断致しました。以上です。

(議長) ありがとうございます。随行された委員の方のご意見はございませんか。

(酒匂委員) はい。(酒匂委員) 14番酒匂です。報告がありました通り第1項から5項に関する転用にあたりまして周辺地域等に何ら影響も無い事を確認致しましたので報告致します。

(鳥集委員) はい。(鳥集委員) 18番鳥集です。問題無かったと思っております。

(議長) それではこれより審議に入ります。何かご意見はございませんか。

(真方委員) はい。(真方委員) 17番真方です。5項について質問させていただきます。ここは私がまわったときにあげたところだと思うんですけど、ここの畑の面積が2,941㎡になっておりますけど、分筆というかたちでされるという事ですか。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) お答え致します。全面積から違反転用している部分だけ車庫、倉庫、テラスが建っている部分だけ分筆して665㎡という事で申請があがってきております。以上でございます。

(議長) 他にございませんか。よろしいですか。

(はいの声)

(議長) それではこれを以て審議を終わります。これより採決をしたいと思います。議案第50号「農地法第4条の規定による許可・進達について意見を求める。」に賛成の方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第50号については、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 次に、議案第51号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。」を議題と致します。事務局長に議案の説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 議案第51号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。」について申請件数は4件でございます。議案書の31ページをお開き頂きたいと思います。まず第1項でございます。譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏の申請案件で、建売住宅建設を目的とした所有権移転で、田1筆、502㎡の売買で売買代金は総額500,000円でございます。この農地は、都市計画区域内、農用地区域外、第1種農地でございます。譲受人は○○○○で宅地建物取引業者免許を保持し不動産業を営まれております。また譲渡人の強い希望により申請地を購入し建売住宅を建設するものでございます。続きまして第2項でございます。譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏の申請案件で、杉を植栽する目的の所有権移転で、畑1筆、678㎡の売買で売買代金は総額50,000円でございます。この農地は、都市計画区域外、農用地区域外、第2種農地でございます。譲受人は○○○○で林業を営まれており、申請地周辺の山林3筆、約9,000㎡を購入され申請地と一緒に山林として管理するものでございます。続きまして第3項でございます。譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏の申請案件で、住宅、事務所及び従業員の福利厚生施設目的の所有権移転で、畑1筆、1,446㎡の売買でございますが所有権移転登記を行っていない事が分かり今回転用申請に及んだものでございます。この農地は、都市計画区域外、農用地区域外、第1種農地でございます。この農地は8年ほど前に譲渡人の父より管理を依頼され、傾斜があり農地として利用することができず許可を得ずに芝張りを行い庭として利用していました。農業委員会からの指摘により今回の追認申請となったもので、事実申立書の提出を頂いております。続きまして第4項でございます。借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、水稻苗置き場、資材置き場、農業機械置場を目的とする転用申請で、田1筆、2,012㎡の賃貸借で賃貸借期間は10年、賃借料は年総額10,000円となっております。この農地は、都市計画区域外、農用地区域内、第1種農地でございます。譲受人は○○○○地区を中心に水稻及び露地野菜生産を行っており、主に主食用

水稻の乾燥調整を申請地の隣で行っております。地域の農家へ提供する苗箱も6,000箱を超えるまでに規模拡大を行っており育苗のための用地として使用するものでございます。また、育苗が終了したら露地野菜の選果場としても使用する予定でございます。以上の案件につきましては、農地法第5条第2項各号の不許可の例外に該当すると思われることから、許可相当と考えております。以上でございます。

(議長) 本件につきましては、第3調査委員会に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告を郡山委員長にお願い致します。

(郡山委員長) はい。6番郡山が報告致します。農地法第5条の申請案件につきまして、2月20日14時30分より酒匂委員、鳥集委員、事務局より石山さんの同行で調査を行いました。第1項、転用目的は建売住宅でございます。申請地は議案書の33ページをご覧ください。〇〇〇〇地区の入ってすぐ右側の農地でございます。周りも住宅街になっておりまして農用地区域外で第1種農地となっております。特に地域住民、周辺農地にも影響が無いことから問題無いものと判断致しました。続きまして第2項です。転用目的は植林でございます。申請地は36ページをご覧ください。施設の配置図につきましては37ページをご覧ください。農用地区域外で第2種農地となっております。周りも山林でありまして特に問題無いものと判断致しました。続きまして第3項、転用目的は住宅兼事務所でございます。平成27年頃からの追認案件となっております。申請地は議案書の39ページをご覧ください。農用地区域外で第1種農地となっております。申請がありました隣で、元々は竹やぶだったところを子どもの遊び場とか、綺麗な芝生が張ってありました。特に周辺農地にも影響が無いことから問題無いものと判断致しました。続きまして第4項でございます。転用目的は苗置場、作業場、駐車場、機械置場となっております。申請地は議案書の41ページをご覧ください。配置図につきましては42ページをご覧ください。農用地区域外で第1種農地となっております。とくに周辺農地にも影響が無い事から問題無いものと判断致しました。以上でございます。

(議長) ありがとうございます。随行された委員の方のご意見はございませんか。

(議長) それでは報告が終わりましたのでこれより審議に入ります。ご意見賜りたいと思います。何かご意見はございませんか。

(真方委員) はい。(真方委員) 17番真方です。3項の1, 446㎡の第1種農地となっておりますけど、遊び場という形で農地除外になるというのはどういう事なのかと思ひまして質問致しました。

(郡山委員) はい。(郡山委員) 落差というか斜面になっておりまして、元々は竹やぶだったところを整地しまして、芝を張って滑り台とかブランコとか。畑になる様な感じは無くても落差が7、8mでそういうところであります。以上です。

(議長) よろしいですか。

(真方委員) すみません。(真方委員) 今後そういったかたちで所謂農地としての価値というか、自由に使うような時代になってくるのかなと思ったりしますが、そういうような考え方になってくるのでしょうか。どうなんでしょうか。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 真方委員の仰る通りでございます。今回の申請に

関しまして先程郡山委員長からありました通り、19ページをお開き頂きたいと思えます。申請地は2か所ございますが、右側の方が4条の申請地、左が5条の申請地となっております、中に〇〇〇〇の山林が入っております。先程郡山委員長からありましたようにこごと山林でございまして、傾斜もありましたので仕方なく芝を植えられたという事なんです、今後につきましては皆さん方の農地パトロールの状況をみながら優良な農地については農地として必ず残していかなければいけないと思うんですが、ある程度水はけが悪いとか日当たりが悪いとか傾斜地であるとかそういうところについては転用を認めざるを得ないのかなという感じで、今までの申請案件をみた中でも思うところがございます。今後は農地パトロールの強化等を行いながらやっていきたいなど。皆さん方のご意見を賜りながら農地として残していける場所を設定していくべきかなというふうには考えております。以上でございます。

(議長) 追加で、前にもあったんですが農地関係で集積できる農地とその外側の有害鳥獣を防ぐ為の管理すべき農地と区別をして、いつでも農地に戻れる状態のところを作りましょうという事で話があったんですが、食料自給率自体が37%という事で前は39%といていたのがまた落ちたんですが。やはり色々な状況で農地が将来、自給率が悪くなってきて、今は輸入とかそういうのがあるんですが自給率を高めていくのが国力になるんじゃないかという事でいつでも農地に戻せるようなかたちの管理の仕方、そういうところも作りましょうという事で国の方は言ってきているところです。それと米余りとか色々言っているんですが、先程話した田んぼの畑地化、そういったところも自給率の向上と高品質、高価格で取引できるようなものを作っていきますとかですね。そういうふうになってきております。今回の申請であがったなかで、やはり農地パトロールがあつて初めてあがってきたものとかそういうのが出てきていますので、今後もそういった農地パトロールを中心に違反転用とかそういうところは是正をしていきたいというふうに思っているところです。

(議長) 他にございませんか。よろしいですか

(はいの声)

(議長) それではこれを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第51号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。」に賛成の方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第51号については、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 次に、議案第52号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。」を議題と致します。事務局長に説明をお願いします。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 議案書の45ページをお開き頂きたいと思えます。今回の申請件数は4件でございます。まず、第1項でございます。農業経営基盤強化促進法第7条による農地中間管理機構による特例事業、即売りタイプを活用しておりま

す。譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑1筆、4, 502㎡、対価総額1000, 000円でございます。入木委員、加藤委員のあっせんを受けております。続きまして第2項、譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏の申請案件で、田1筆、5, 130㎡、対価総額1, 250, 000円でございます。入木委員、真方委員のあっせんを受けております。続きまして第3項、譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏の申請案件で、樹園地4筆、13, 538㎡、対価総額677, 000円でございます。郡山委員、石山委員のあっせんを受けております。続きまして第4項、譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑3筆、5, 385㎡、対価総額1, 000, 000円でございます。入木委員、郡山委員のあっせんを受けております。以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) これより審議に入ります。何かご意見ございませんか。

(入木委員) はい。(入木委員) 3番入木です。50ページの航空写真で①から④と書いてあるんですが、この上に2つ茶畑があると思うんですけどここはどうなっているんですか。○○○○さんが夏は周りの木を切ったり色々しているんですけど、ここも買ったのかそれともタダでやったのか。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) お答え致します。譲渡人の○○○○さんが高齢によりまして茶園を辞めるという事で相当数の茶園を持ったところなんですけど、全て茶を除去したところがございますが、この4筆だけ残して、先程入木委員が言われましたところについては除去しておるところでございます。なので現在残っているのは申請地のところだけでございます。以上でございます。

(入木委員) はい。(入木委員) 自分が言いたかったのは、この上の畑は○○○○さんが作るという事ですか。2筆。

(事務局 石山) ○○○○さんのお父さんの名義の畑が残っていて、所有者の名義変更をしてから売買等されると。

(入木委員) 分かりました。

(議長) 他にございませんか。

(真方委員) すみません。(真方委員) 17番真方です。3項について質問ですが、1町3反5畝で反の50, 000円という事で安いと思うんですが面積的にも広いしどういった条件でこの値段になったのかお伺い致します。

(郡山委員) はい。(郡山委員) 6番郡山です。○○○○さんは隣にも畑を持っておりまして、○○○○さんが前に○○○○さんを買ってくれという感じで相談したところ反の50, 000円位でしか買えないと。というのも現状40年位経っておりまして、抜き取ってまた苗を植えるか、手間もかかるしお茶自体も中々取れないという事です。そういう状況でございました。

(議長) 他にございませんか。よろしいですか。

(はいの声)

(議長) それでは審議を終わります。これより採決致します。議案第52号「農業経営基盤強化

促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める」に賛成の方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第52号は、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 続きまして、議案第53号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」を議題と致します。事務局長説明をお願いします。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 議案書は53ページをお開き頂きたいと思います。

今回の申請件数は、14件でございます。まず第1項でございます。借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の賃貸借で、田1筆、2,335㎡、賃借料は年総額25,000円、賃貸借期間は令和5年6月1日から令和10年5月31日までの5年間の再設定でございます。続きまして第2項、借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の賃貸借で、畑9筆、合計15,629㎡、賃借料は年総額60,000円、賃貸借期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間の再設定でございます。続きまして56ページをお開き頂きたいと思います。第3項、借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の賃貸借で、田1筆、1,499㎡、賃借料は米2俵、賃貸借期間は令和5年5月1日から令和10年4月30日までの5年間の再設定でございます。相続人全員の同意を得ております。第4項以降につきましては、農地中間管理事業によるもので借受人は公益社団法人 宮崎県農業振興公社 でございます。まず第4項でございます。貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田1筆、2,665㎡の賃貸借で賃借料は年総額42,555円、賃貸借期間は令和5年5月1日から令和10年4月30日までの5年間の新規設定でございます。続きまして第5項、貸渡人、同じく○○○氏の申請案件で、田2筆、合計2,971㎡の賃貸借で賃借料は年総額47,445円、賃貸借期間は令和5年5月1日から令和10年4月30日までの5年間の新規設定でございます。続きまして第6項、貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田1筆2,134㎡の賃貸借で賃借料は年総額21,340円、賃貸借期間は令和5年4月1日から令和11年5月31日までの6年2か月間の新規設定でございます。続きまして第7項、貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑2筆、合計5,894㎡の賃貸借で賃借料は年総額30,000円、賃貸借期間は令和5年4月1日から令和15年3月31日までの10年間の新規設定となっております。ページをめくって頂きまして、58ページをお開き頂きたいと思います。第8項でございますけれども、貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田4筆、1,918㎡の賃貸借で賃借料は年総額20,000円、賃貸借期間は令和5年5月1日から令和15年4月30日までの10年間の新規設定でございます。続きまして第9項、貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑1筆、5,646㎡の賃貸借で賃借料は年総額7万円、賃貸借期間は令和5年4月1日から令和15年3月31日までの10年間の新規設定でございます。相続人の全員の同意を頂いております。続きまして60ページをお開き頂きたいと思います。第10項でございます。貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑3筆、8,714㎡の賃貸借で賃借料は年総額40,000円、賃貸借

期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間の新規設定でございます。相続人の過半同意を頂いております。続きまして第11項、貸渡人、同じく〇〇〇〇氏の申請案件で、田1筆、637㎡の使用貸借で使用貸借期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間の新規設定でございます。相続人の過半同意を得ております。続きまして第12項、貸渡人 〇〇〇〇氏の申請案件で、田2筆、2,745㎡の使用貸借で、使用貸借期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間の新規設定となっております。62ページをお開き頂きたいと思っております。第13項でございますけれども、貸渡人 〇〇〇〇氏の申請案件で、田1筆、2,901㎡の使用貸借で、使用貸借期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間の新規設定でございます。続きまして第14項、貸渡人 〇〇〇〇氏の申請案件で、田6筆、畑1筆、合計11,609㎡の使用貸借で、使用貸借期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間の新規設定でございます。以上、説明致しましたすべての案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) それでは議案第53号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」の第1項から第14項の審議に入ります。何かご意見はございませんか。

(議長) よろしいですか。

(はいの声)

(議長) それではこれを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第53号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」の第1項から第14項について、賛成の方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第53号は、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 続きまして、議案第54号「農地法第3条の下限面積の廃止について」を議題と致します。事務局長に説明をお願いします。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 議案書は最後のページ66ページをお開き頂きたいと思っております。現在の農地法に定められている下限面積は北海道以外の都府県は50aと定められています。本町では、平成28年10月1日から国の定める基準に従い、青地農地につきましては50a、青地以外の農地につきましては10a、空き家バンクに登録された空き家に付属した農地は1aと定めて現在まで運用して参りました。ただ令和4年度農業経営基盤強化促進法等の一部を改正により農地法による下限面積が令和5年4月1日より撤廃されることとなりましたので、本町で定めた別段の面積も66ページのとおり廃止するものでございます。廃止の施行日は令和5年3月31日でございます。尚、下限面積は撤廃されますが、許可要件の機械の所有要件、常時従事要件、効率要件等につきましては今までと変更ありません。以上でございます。

(議長) 事務局長の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。何かご意見ございませ

んか。

(真方委員) すみません。(真方委員) 17番真方です。自由に取得出来るようになるという事で、色々な買い求める人がおられると思うんですがそういった場合に農業委員会の目で管理していくという事はそのままなのでしょうか。

(議長) 先程事務局長からもあったんですが、従事要件とか機械を持っているとか。全く持っていないくて農地を2反歩欲しいとか、そういうのはやはりどっちみち農業委員会を通して賃貸借とか売買とかそれはなされますので、従事要件とか機械関係を持っているのか判断をして決定をしていくという事になると思います。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 真方委員の方からありました通り、ただこの下限面積が撤廃されて誰でも買えるという事になったところなんですけど、3条の許可につきましてはこの農業委員会の場で審議、決定されるべき事項でございまして優良農地については値下がるとまた異論を深めながら許可、不許可等を出していきたいなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

(議長) 他にございませんか。

(真方委員) すみません。(真方委員) もし自由に買うという事が出来るようになると、農地目的として買われる方だと問題無いと思うんですが、先程も言いましたが遊び場とかそういったような目的で買われるような事も出てくるんじゃないかなと思うんですけど、その辺は農業委員会で見っていくという事。遊び場であるとなれば農地である必要はないわけですけどもその辺の農地としての扱いみたいなのが乱れていくような感じがしますけどいかがでしょうか。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) お答え致します。農地として売買の申請は変わらないところでございます。なので遊び場とか荒れている農地とかにつきましてはまず農地に戻してもらって、それから売買という方向で農地法の基準に従いまして農地を確保しながら売買の審議、決定を頂きたいというふうに思っております。以上でございます。

(議長) 面積が変わっただけであとは今までと一緒という事です。

(真方委員) はい。(真方委員) 農地として買われて1年、2年真似事みたいなことをされてここは農地として使えないのと言って農地から外すような手続きをされて遊び場的な事に使われるような方も出てくると思うんですけど、そういった事はもう管理は出来ないですね。

(議長) 暫時休憩致します。

(議長) それでは休憩前に引き続き審議に入ります。

(議長) それではこれで審議を終わります。これより採決を致します。議案第54号「農地法第3条の下限面積の廃止について」、賛成の方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第54号は申請どおり許可することに決定致しました。

(議長) 次に、報告事項「農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う募集について」の説明を事務局長にして頂きます。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 別添でお配りしております一枚紙ですけど皆様方の

任期が令和5年7月19日に満了となります。3月1日の区長会でお手元に配布しております募集をおかけ致したいと思っておりますので、皆様方に報告という事でご覧頂きたいと思っております。募集人員につきましては農業委員が7名、農地利用最適化推進委員が小学校区毎に2名ずつの計8名を募集致しますので。区長さん方に農地利用最適化推進委員さんにつきましては推薦を頂き、農業委員さんにつきましては農業団体の方に推薦を頂くというかたちになっております。また募集方法につきましては個人からの推薦、団体からの推薦、個人での応募というかたちも受け付けておりますので。皆さん方が区長さん方、集落営農組合の方からお話があった時にはご理解とご協力をお願いしたいなというふうに思っております。3月1日の区長会で全戸配布される資料の報告でございます。以上でございます。

(会長代理)以上で本日提案致しました議案の審議は、全て終了致しました。これをもちまして、2月の農業委員会定例総会を閉会致します。

(岸元係長)ご起立をお願いします。「一同、礼。」お座りください。お疲れ様でした。